

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(案)」に対する意見募集の結果について

令和8年2月 12 日(木)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和7年 10 月 23 日(木)～令和7年 11 月 22 日(土)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:7件うち有効件数7件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
【第1条第8号（森林等炭素蓄積変化量の定義）関係】 新たに追加される「森林等炭素蓄積変化量」や「調整後排出量」の算定方法が複雑になる可能性があり、事業者にとって報告が難しくなる恐れがある。特に中小企業にとっては、専門知識やリソースが不足している場合が多く、対応が困難になるかもしれない。 森林の炭素蓄積量を正確に測定するためには、適切なデータ収集と分析が必要。不十分な場合、報告内容の信頼性が損なわれる可能性がある。 新しい報告要件に対応するためのシステムやプロセスの導入には、追加のコストがかかる可能性がある。特に、データ収集や分析のための技術的な投資が必要になる場合、事業者にとって経済的な負担となることがある。 森林の管理や保全に関する取り組みは地域によって異なるため、全国的に一律の基準を適用することが難しい場合があり、地域間での不公平感が生じる可能性がある。 改正案の内容やその意図が十分に周知されていない場合、事業者が新しい要件に適切に対応できない可能性がある。透明性が欠如すると、誤解や不安を招くことがある。 これら問題点は、改正案の実施にあたって慎重に考慮する必要がある。事業者や関係者との十分なコミュニケーションとサポートが重要。	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の改正案第1条第8号において規定する「森林等炭素蓄積変化量」とは、特定排出者の判断により、任意で調整後排出量の算定に用いることができるものであり、全ての特定排出者が算定しなければならないものではありません。 その上で、森林等炭素蓄積変化量の具体的な算定方法については、告示を制定するとともに、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルでもその詳細な内容について案内する予定です。さらに、算定の補助として、数値を入力すると森林等炭素蓄積変化量が算定できる算定シートも公表する予定です。こうしたマニュアルや算定シート等を用いて、算定方法の周知に努めてまいります。
【第1条第8号（森林等炭素蓄積変化量の定義）関係】 森林等炭素蓄積変化量の定義を示してほしい。 「変化量」という表現はこの考え方にフィットしていない。森林等炭素蓄積量もしくは森林等炭素	「森林等炭素蓄積変化量」とは、国内における森林の整備及び保全並びに森林に係る土地の用途の変更並びに建築物等における木材の使用等に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量として、環境大臣、経済産業大臣及び農

蓄積吸収量とした方がよい。 森林等炭素蓄積変化量の報告対象となるのは、森林を保有して固定資産税を支払っている事業者のみか？森林を保有しておらず、管理のみをしている事業者は対象にならないのか？	林水産大臣が定めるものであり、名称については、算定排出量算定期間における炭素蓄積の変化量を算定するものであるため、「森林等炭素蓄積変化量」としています。また、他の特定排出者が所有する森林であっても、一定の条件を満たす場合は、当該森林の管理を行う者が当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定に用いることができることとすることを予定しています。
【第1条第8号（森林等炭素蓄積変化量の定義）関係】 森林を保護する活動をした場合、企業の温室効果ガス排出量の計算から森林吸収量差し引くことにするのなら、森林を伐採・破壊した場合、その分を一度だけでなく、森林が元に戻るまで毎年企業の温室効果ガス排出量に加えるべき。	算定範囲の森林を伐採した場合、当該森林の森林等炭素蓄積変化量を報告していた特定排出者は、伐採による森林等炭素蓄積変化量について全量を一度に算定し、調整後排出量の報告（調整後排出量への加算）を行うこととするので、次年度以降の報告は不要となります。
【第1条第8号（森林等炭素蓄積変化量の定義）関係】 1. 算定方法の複雑さと精度の問題 （1）個別事業者の算定手法の確立：森林吸収量は、樹種や林齢、管理状況によって変動するため、事業者が所有する個別の森林の吸収量を正確に算定するための、統一かつ簡便な方法の確立が課題。ガイダンスで例示すべき。 （2）伐採木材製品（HWP）の炭素蓄積変化量の算定：伐採された木材が製品として使用されている間の炭素貯蔵量を算定する方法についても、検討が必要。製品の寿命や利用方法によって貯蔵期間が異なるため、算定の複雑さが増しており、簡略な算定方法について、ガイダンスで例示すべき。 （3）木造建築物の吸収量算定：近年に木造ビルディングが出現してきており、木造ビルの吸収量に関する算定方法について、ガイダンスで算出根拠、係数などを例示すべき。 （4）国際的な議論との整合性：GHG インベントリ（国全体の排出・吸収量）の算定方法や国際的な議論の進展を踏まえ、SHK 制度における扱いを国際的に整合（ハーモナイゼーション）させる必要	森林等炭素蓄積変化量の具体的な算定方法については、告示を制定するとともに、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルでもその詳細な内容について案内する予定です。マニュアルを通じて算定ルールを周知することで、森林等炭素蓄積変化量の二重計上の防止等、特定排出者により森林等炭素蓄積変化量の適切な算定がなされるように努めてまいります。さらに、算定の補助として、数値を入力すると森林等炭素蓄積変化量が算定できる算定シートも公表する予定であり、可能な限り簡便な算定ができるよう努めてまいります。 森林等炭素蓄積変化量の具体的な算定方法については、「温室効果ガス算定・報告・公表制度森林小委員会」（以下「森林小委員会」という。）において国際的な議論も参照しつつ議論したところです。 森林由来Jクレジットとの二重計上防止については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」（以下「算定方法検討会」という。）及び森林小委員会における議論も踏まえ、Jクレジット制度においてプロジェクト登

がある。 2. 二重計上の防止 (1) J-クレジットとの重複: 事業者が森林吸収系 J-クレジットをすでに活用している場合、SHK 制度で改めて吸収量を計上すると、二重計上となる可能性があるため、J-クレジットを他者に売却した場合の扱いを含め、調整の仕組みを考慮する必要がある。 (2) 森林経営側と木材利用側の二重計上: 伐採した木材製品の炭素貯蔵量を、森林を経営する側と、その木材を利用する建築物事業者などの双方で計上してしまう可能性があり、防止策に留意する必要がある。 3. 持続性の担保と「反転」の扱い (1) 吸収量の可逆性(反転リスク): 森林火災や病虫害、皆伐などによって、吸収した炭素が大気中に再び排出される「反転」のリスクがある。この反転が起きた場合の取り扱い、過去に報告した純吸収量を排出量として計上するといった仕組みを制度設計しておく必要がある。 (2) 持続性の担保方法: 吸収源活動の持続性をどう担保するか、担保できない場合の措置をどうするかが問題となるため、更に検討が必要。 4. 報告・管理体制の構築 (1) 組織境界の定義: 算定対象となる組織の境界(どこまでを報告対象とするか)を明確に定義しておく必要がある。 (2) 小規模事業者の負担軽減: 大規模な事業者だけでなく、小規模な事業者も森林吸収量を活用できるよう、算定・報告の負担をいかに軽減するかについても配慮すべき。	録されている森林は森林等炭素蓄積変化量の算定範囲から除外することとしています。 また、算定範囲の森林の伐採等による森林等炭素蓄積変化量の減少量については、調整後排出量の報告(調整後排出量への加算)を行うこととしています。ただし、災害その他やむを得ない事由により森林等炭素蓄積変化量が減少した場合は、減少した森林等炭素蓄積変化量を含めず報告を行うことができる旨を告示に規定する予定です。
【様式第2 関係】 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、森林や建築物の炭素固定量が評価対象とな	算定方法検討会及び森林小委員会における議論も踏まえ、販売した木材や住宅等を含む、他の者の温室効果ガス吸収等に貢献する取組及び当

ることは大変意義深く、木材活用による我が国の脱炭素の加速が期待されると考えている。 一方で、同制度は一定以上の温室効果ガスを排出する事業者のみを報告義務の対象としているため、小規模事業者や個人の所有物に関する炭素蓄積量が事実上算定されない課題がある。周知のとおり、我が国の木材利用の多くは戸建住宅（ほぼ個人が所有）となっているため、今回の改正により任意報告が可能になったとはいえ、戸建住宅等への炭素蓄積量が排出量に十分反映されない状態は、実態と乖離していると言わざるを得ない。 個人には排出量削減の報告に対するメリットも義務がない。炭素固定に資する木材や建材を提供した企業・団体に対して、当該固定量を一定の条件下で「報告可能な権利」として付与するなどの整理を検討すべき。こうした仕組みにより、企業はより算定可能な木材の採用を進め、結果として国産材の利用促進にもつながる。 戸建住宅など、同制度における対象外となっている建物の炭素蓄積量を正しく評価し、排出量算定へ適切に反映することは、我が国のネット・ゼロ実現に向けた非常に効果的な施策になりうると考えている。ぜひ早期の制度整備と運用を期待する。	該取組に係る吸収量等に関する情報について任意報告事項として記載できるように、様式第2を改正する予定です。
【その他】 温室効果ガス報告命令改正を通じた食品廃棄量の監視・公表と税制措置の提案 命令案を支持するが、温室効果ガス算定・報告の強化を機に、大手企業の食品廃棄量を厳しく監視し、廃棄量に応じた税制措置と毎月公表を義務化すべき。 改正でサプライチェーン排出（Scope3）の報告を詳細化するのは重要だが、コンビニなどの食品廃棄（年数十万トン）がCO2排出の大きな要因（環境省2025年データ）。大手の廃棄量を毎月公表させ、超過分に税を課せば、半額以下販売や在庫管理の努力を促し、廃棄削減とCO2低減（5-10%）	頂いた御意見は、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

が可能。中小企業向け補助ではなく、大手責任を明確にし、弱者（低所得層）の食品アクセス向上にも寄与する。これで、持続可能な社会を実現。命令案に反映を求める。	
【その他】 気候変動は嘘だという言説があり、温暖化温室効果ガスというそのもの自体から改めて考え直すべき。	令和5年3月に公表された「IPCC第6次評価報告書統合報告書」においては、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011年～2020年に1.1℃の温暖化に達した。」とされています。

以上